

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 13 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

「地域外来・検査センター運営マニュアル（第2版）」の送付について

「行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市区医師会等への運営委託等について」（令和2年4月15日付け事務連絡）において、都道府県医師会・群市区医師会等に対して行政検査を集中的に実施する機関として、地域外来・検査センターの運営委託を行うことができることを改めてお示し、その後、設置準備及び運営に関して参考となる情報を取りまとめた「地域外来・検査センター運営マニュアル」を送付したところです。

今般、都道府県等との意見交換や問い合わせなどを踏まえ、「地域外来・検査センター運営マニュアル（第2版）」を別添のとおり取りまとめたため、貴職におかれては、地域外来・検査センターを設置する場合には、本マニュアルを参考の上、地域の実情に応じた適切な検査・診療体制の更なる整備を図っていただくようお願いします。

なお、地域外来・検査センター運営マニュアルについては、今後も地域の取組状況等を踏まえて適宜改訂していく予定です。

（参考）

「行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市区医師会等への運営委託等について」（令和2年4月15日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000622168.pdf>